

東京都工賃向上計画

平成24年6月

東京都

はじめに

- 東京都は、障害者が地域で安心して暮らし、当たり前に関われる社会を実現していくため、障害者基本法に基づく障害者計画と障害者自立支援法に基づく障害福祉計画を一体的に策定し、これに基づく様々な施策を実施しています。
- 障害者が当たり前に関われる社会を実現するためには、障害者が自らの希望や力量に応じた働き方を選択できることが必要です。
- 障害福祉サービス事業所における就労は、一般就労へ移行する準備の場として、また、一般就労へ移行することが困難な障害者の就労の場として重要な役割を担っています。
- しかし、こうした事業所の工賃水準は概して低い水準にとどまっています。
- 工賃向上への取組は、障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現するという観点から、推進するものです。
- 国においても、これまで都道府県による「工賃倍増5か年計画」の作成、事業所による「工賃引き上げ計画」の策定及び目標達成に向けた取組等を奨励してきており、都も平成21年4月に「東京都工賃アップ推進プロジェクト（東京都工賃倍増計画）」を策定し、工賃水準の引き上げに尽力してきました。
- 今回の「東京都工賃向上計画」は、これまでの取組の実績を踏まえた上で、平成24年度から26年度までの3か年について、東京都としてより一層充実した取組を進めていくために策定するものです。
- また、各事業所では、都の計画を踏まえて工賃向上計画を作成し、工賃アップに向けた取組を更に充実していく必要があります。
- 都は、事業所で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら自立した生活を実現できるよう、就労支援に取り組む福祉施設に経営努力を促すとともに、関係機関や区市町村等と連携して、都内の福祉施設の工賃水準の向上を目指します。

「東京都工賃向上計画」 目 次

1	計画策定の基本的な考え方	
○	計画策定の趣旨	1
○	計画の位置付け	1
○	計画期間	1
○	対象事業所	1
2	東京都のこれまでの取組	
○	「東京都工賃アップ推進プロジェクト(東京都工賃倍増計画)」の概要	1
○	東京都における工賃の状況	2
○	東京都の取組に基づく課題の整理	3
(1)	工賃アップモデル事業所普及促進事業	3
(2)	工賃アップセミナー事業	5
(3)	工賃向上に向けた課題	7
3	東京都工賃向上計画	
○	目標とすべき工賃の考え方	8
○	各年度の目標工賃	8
○	都の取組の方向性	9
○	都が取り組む支援策	9
4	各事業所における取組	
○	「工賃向上計画」の策定	11
(1)	計画の策定	11
(2)	目標工賃の設定	12
(3)	工賃向上を効果的に進めるポイント	12
(4)	都の支援策の活用	13
5	資料	
(1)	「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針 (平成24年4月11日付障発0411第4号)	
(2)	工賃向上計画支援事業の実施について(平成24年4月11日付障発0411第5号)	

1 計画策定の基本的な考え方

○ 計画策定の趣旨

この計画は、障害福祉サービス事業所（以下、事業所）で働く障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、東京都が取り組む工賃アップのための基本的な考え方を明らかにするとともに、計画の対象となる事業所に対し、工賃アップのための具体的な支援策を示すことを目的に策定するものです。

○ 計画の位置付け

本計画は、平成24年4月11日付障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』に基づき策定するものであり、あわせて、本年4月に策定した「東京都障害者計画・第3期東京都障害福祉計画（平成24～26年度）」を踏まえた計画として位置づけます。

○ 計画期間

計画期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

○ 対象事業所

本計画の対象事業所は、就労継続支援B型事業所とします。

（平成24年4月1日現在の就労継続支援B型事業所数：611所）

2 東京都のこれまでの取組

○ 東京都工賃アップ推進プロジェクト（東京都工賃倍増計画）の概要

東京都は、平成21年4月に「東京都工賃アップ推進プロジェクト（東京都工賃倍増計画）」を策定し、これに基づき、「東京都における支援策」として以下の取組を行ってきました。

- ・ 実行期間：平成23年度まで

- ・ 目標工賃：月額 28,976円（平成23年度）

（平成18年度の月額平均工賃実績額 14,488円）

・ 都における支援策

プロジェクト1 地域のネットワークを活用した取組の支援

取組1 作業所等経営ネットワーク支援事業の推進

取組2 障害者による地域緑化推進事業の推進

プロジェクト2 企業や官公庁等からの発注促進の支援

取組3 就労支援事業所の販売・受注促進

プロジェクト3 施設職員の意識改革や経営ノウハウの習得の支援

取組4 小規模作業所等への支援の充実事業

取組5 工賃ステップアップ支援セミナーの実施

取組6 工賃アップモデル事業所普及促進事業の推進

プロジェクト4 付加価値を高める施設・設備整備への支援

取組7 通所施設等の施設・設備整備費補助の実施

取組8 障害者自立支援基盤整備事業の推進

取組9 障害者就労訓練設備等整備事業の実施

○ 東京都における工賃の状況

東京都の平成22年度の平均工賃実績は14,285円で、平成18年度の14,488円と同水準にとどまっていますが、前年度実績の13,950円に比べ、2.4%向上しました。また、各年度とも全国平均より高い水準を維持しています。

しかし、必ずしもすべての事業所で計画策定が実施されていないことや、景気の低迷等の影響も手伝い、まだ十分な工賃の向上となっていません。

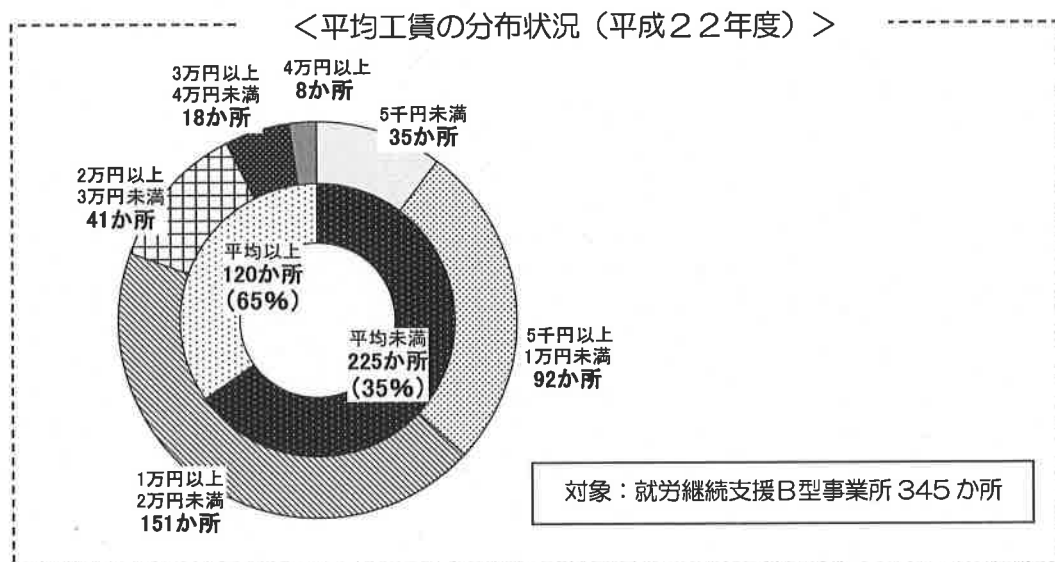
就労継続支援B型事業所数は、新規開設や小規模作業所等からの新体系移行により、年々増加し、平成22年度時点では345箇所となっています。

<東京都における平均工賃の推移>

(単位：箇所、円/月)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
事業所数	367	370	409	444	480
(うちB型)	(9)	(92)	(182)	(275)	(345)
工賃実績	14,488	14,704	14,117	13,950	14,285
(うちB型)	(20,432)	(16,172)	(14,172)	(13,762)	(13,947)
工賃実績 (全国)	12,222	12,600	12,587	12,695	13,079

※ 工賃倍増計画対象施設は、就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設



○ 東京都の取組に基づく課題の整理

(1) 工賃アップモデル事業所普及促進事業

標記事業により取りまとめた「工賃アップを目指して～工賃アップモデル事業所調査分析報告書～」(平成21年度)では、東京都内に所在する就労継続支援B型事業所等について、平成18年度から平成20年度までの3か年の工賃実績を勘案し、工賃が伸びている事例を中心に10ケースを選定し、調査対象としました。

分析にあたり、各事業所の事業の種類を大きく自主事業、受託事業、清掃事業に分類し、各事業所が工賃アップのために努力・工夫した点等について、調査を行いました。

事業所が実施する事業は、大きく自主事業と受託事業に分けられ、また、各事業の特徴を次のとおり整理しました。

自主事業	受託事業（清掃含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資等が必要。 ・生産（コスト）管理が重要。 ・技術・技能の習得が必要。 ・創意工夫ができ、自由度が高い。 ・商品に対する評価が直接得られる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備投資等が少ない（ない）。 ・事業全般において委託元への依存度が高く、創意工夫の余地が少ない。 ・単純作業が多く取組みやすいが、変化が少なく達成感に乏しい。

この調査では、各事業所が、工賃アップに取り組むにあたり努力したり工夫した点について、「そう思う」から「そう思わない」までの度合いを5段階で回答するアンケートを実施しました。

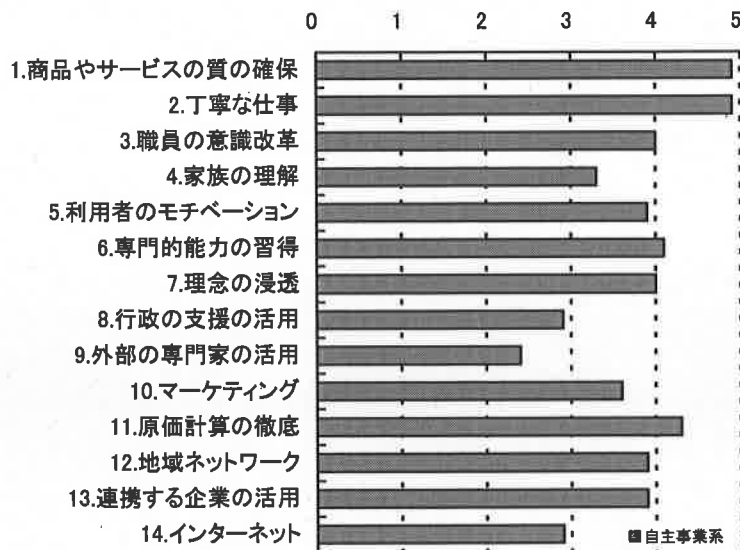
その結果、事業を行う上での基本である「商品やサービスの質の確保」「丁寧な仕事」「職員の意識改革」「利用者のモチベーション」「理念の浸透」について、事

業分野に関わらず重要視されている結果になりました。また、「専門的能力の習得」「地域ネットワーク」も各分野とも共通して中レベルの回答となりました。

また、自主事業では「原価計算の徹底」が、受託事業では「連携する企業の活用」が、清掃事業では「行政の支援の活用」が、それぞれ中レベル以上の回答となっています。

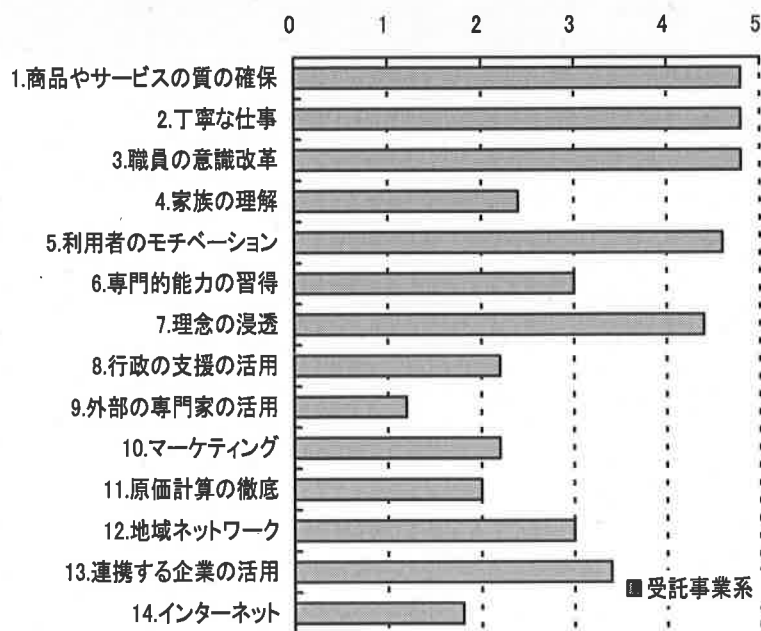
工賃アップモデル事業所調査分析報告書より

努力したり工夫した点【自主事業】

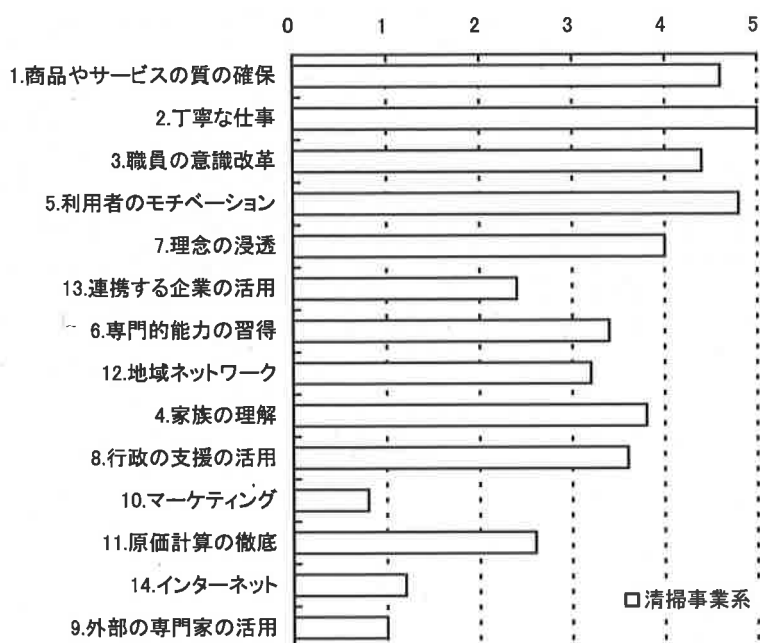


各事業所に実施した事前アンケートで、「そう思う」度合いを5段階で回答したものについて、設問ごとに平均を算出しグラフ化した。(以下、同種のグラフについて同様)

努力したり工夫した点【受託事業】



努力したり工夫した点【清掃事業】



(2) 工賃アップセミナー事業

東京都では、平成22・23年度に工賃アップを目指す事業所を対象として、「工賃アップセミナー」「東京ほっとハート～東京都障害者福祉施設自主製品展示即売会」を実施しました。

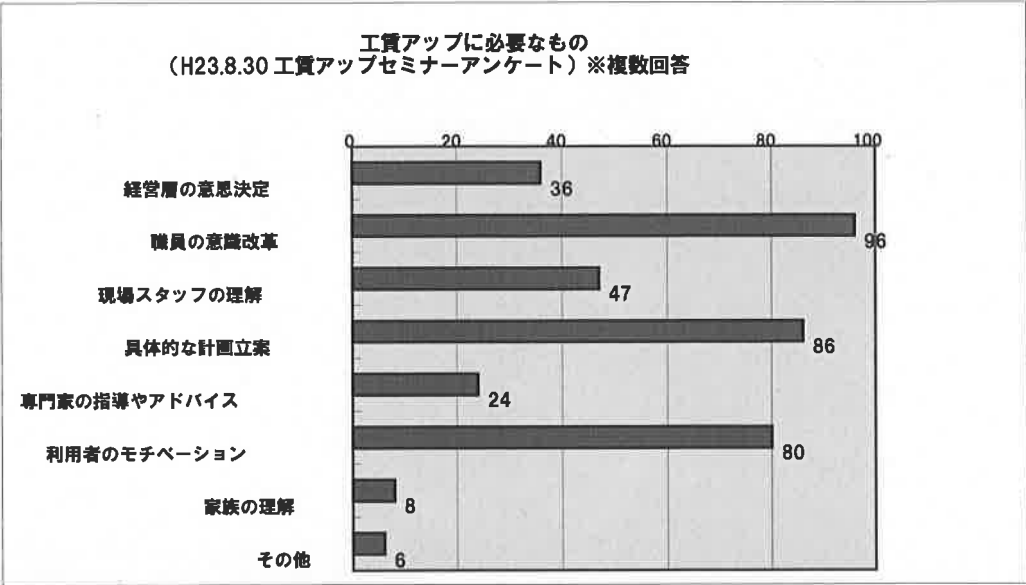
「工賃アップセミナー」は講義や事例発表を通じて工賃アップのための具体的な取組を紹介しました。

参加事業所からは、工賃アップに必要なものとして、「経営層の意思決定」「職員の意識改革」「現場スタッフの理解」「利用者のモチベーション」「具体的な計画立案」「専門家の指導・アドバイス」を求める声が多く聞かれました。

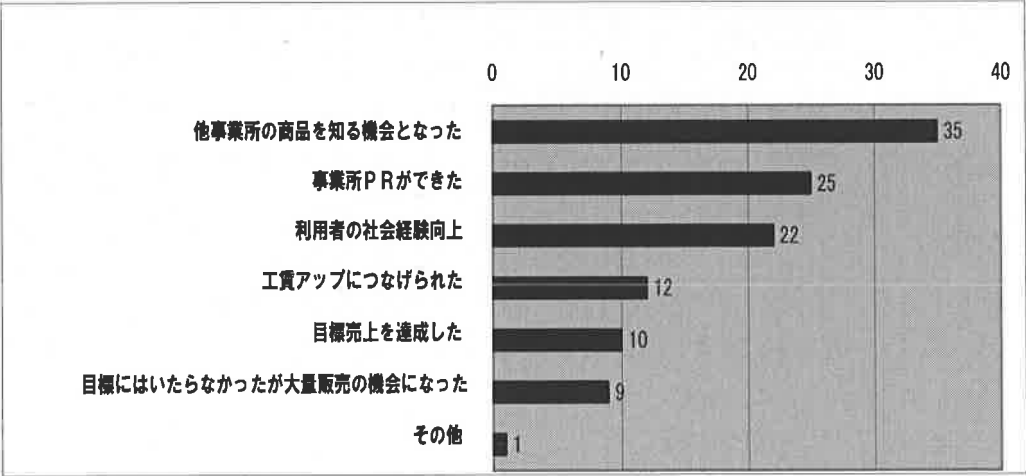
また、新宿駅西口イベントコーナーで開催した「東京ほっとハート～東京都障害者福祉施設自主製品展示即売会」では、複数の事業所が共同で展示即売会を行いました。

参加事業所からは、「他の事業所の商品を知る機会となった」「利用者の社会経験向上」「事業所PRができた」などの声が聞かれました。

工賃アップセミナーアンケートより



東京ほっとハート～障害者福祉施設自主製品展示即売会～
出店者アンケートより



(3) 工賃向上に向けた課題

こうした結果を踏まえ、工賃向上に向けた課題を次の3項目に整理しました。

<課題1 工賃向上に向けた事業所の意識の向上>

直接利用者と接する指導員等の取組だけでなく、各法人の役員など事業所の経営層や直接利用者と接する機会の少ない事務職員が協力し、利用者も含めて、それぞれの立場で事業所の工賃向上に積極的に取り組んでいくことが重要です。

例えば、経営者層は、職員に対し、経営に関する新たな知識・技術を積極的に学び、工賃アップに向けた利用者の意識を高めていくよう継続的に指導していく必要があります。また、職員は、利用者が仕事に達成感や誇りを持って働けるよう、モチベーションを上げていく視点から支援していく必要があります。

<課題2 経営技術の習得>

作業環境の改善、受注開拓・販路開拓、商品開発等の経営技術の習得、先進・成功事例の周知・普及により、事業所の生産性や販売力を向上させて工賃アップにつなげていくことが重要です。

例えば、利用者の状態（障害の程度、年齢、体力、適性等）を考慮した作業方針の設定、工程の見直しや施設整備による作業しやすい環境づくり、外部の専門家の活用等による経営技術の習得等に取り組んでいくことが有効です。

<課題3 企業や官公庁、地域との連携・協力>

事業所の安定受注や販路拡大のため、その取組を対外的にPRし、企業や官公庁との取引の拡大、地域のネットワークを活用した複数の作業所による共同受注等の展開につなげていくことが重要です。

例えば、地域の作業所のネットワークサイトを開設し、共同受注につなげたり、地域の事情やビジネスに精通した経営コンサルタント等外部の専門家の活用等に取組んでいくことなどが有効です。

3 東京都工賃向上計画

○ 目標とすべき工賃の考え方

平成22年度工賃実績調査では、就労継続支援B型事業所のうち、約65%が平均工賃実績（13,947円）以下となっており、これらの事業所の平均工賃は、約9,200円でした。また、平均工賃以上の事業所のみの平均工賃は約24,000円でした。

そこで本計画では、こうした状況を踏まえ、平均工賃未満の実績の対象事業所については平均工賃を、平均工賃以上の実績の対象事業所についてはそれら事業所全体の平均工賃を概ね10%増を、それぞれ目標とします。

それを受け、東京都として本計画期間である3年間で達成すべき目標とする平均工賃（月額）を平成22年度実績の約30%増である、18,000円とします。

時間額については、目標額（月額）である18,000円を基本としつつ、各事業所が作成した「工賃向上計画」において設定した目標額を踏まえ、290円とします。

○ 各年度の目標工賃

年度ごとに工賃の着実な向上を図り、計画期間内で目標額の達成を目指すため、各年度の目標は以下のとおりとします。

区分	各年度の目標工賃	
	(月額)	(時間額)
平成22年度（参考）	13,947円	—
平成24年度	15,400円	260円
平成25年度	16,700円	275円
平成26年度	18,000円	290円

○ 都の取組の方向性

東京都は、以下の取組の促進を通じて事業所の工賃アップを支援します。

1 事業所の経営意識の醸成

経営者層や事務職員を含めた事業所のスタッフと利用者が、一体となって工賃向上に取り組む意識の醸成を目指します。

2 事業所の経営改善

計画策定や作業工程の見直し、経営ノウハウや技術の獲得等により、事業所の経営改善を目指します。

3 事業所と関係機関との連携

受注先開拓や共同受注等の取組、受託業務の確保等のため、官公庁や企業等の関係機関との連携強化を目指します。

○ 都が取り組む支援策

東京都は、前回計画で示した4つのプロジェクトのこれまでの成果を踏まえ、取組を再構築し、事業所の経営努力や創意工夫のさらなる向上につなげていくための方策を展開していきます。

<取組1 事業所の経営意識の醸成>

支援策1 東京都工賃アップセミナーの実施

事業所職員の経営意識の向上と利用者のモチベーションを高め、事業所が一体となって工賃向上に取り組む意識の醸成を図るため、工賃アップの成功事例の紹介やノウハウの提供を行う講習会を実施します。

支援策2 経営コンサルタント派遣等事業の推進

都内における授産施設や作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して行う経営コンサルタントの派遣等の活動を支援します。区市町村が管内の事業所等に対して行う事業に助成します。

* 障害者施策推進区市町村包括補助事業

<取組2 事業所の経営改善>

支援策1 作業所等経営ネットワーク支援事業の推進

授産施設や作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図るため、区市町村が中核となる事業所等に委託するなどして、地域内の複数の作業所等によるネットワークを構築し、このネットワークを活用して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等に取り組む活動を支援します。区市町村が管内の事業所等に対して行う事業に助成します。

* 障害者施策推進区市町村包括補助事業

支援策2 経営コンサルタント派遣等事業（再掲）

支援策3 小規模作業所等への支援の充実強化事業

小規模作業所等が新たな事業体系へ円滑に移行できるよう、区市町村が小規模作業所等に対し、障害者自立支援法の趣旨に対応した事業構築、事業計画（工賃アップの課題を含む。）の作成など、新体系の下での経営のノウハウ等を中心に、研修事業を実施する場合に補助します。

* 障害者施策推進区市町村包括補助事業

支援策4 障害者自立支援基盤整備事業の実施

事業所が行う、基盤整備を図るために必要な改修、増築や事業の拡充及び充実を図るために必要となる生産設備等の整備について、補助します。

* 障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業

<取組3 事業所と関係機関との連携>

支援策1 就労支援事業所の販売・受注促進

官公庁や民間企業から就労支援事業所への発注が増大するように、これらの発注に的確に応じることができる事業所の製品や請負業務を、官公庁や民間企業に広く周知・宣伝するなど、PRに努めていきます。

支援策2 障害者による地域緑化推進事業の推進

「緑の東京10年プロジェクト」の取組のひとつとして、障害者が緑を創出する事業に従事することを通じてCO₂削減に貢献するとともに、障害者の就労機会の拡大を図ることを目指します。

公園や街路等における植栽、建築物等の屋上や壁面の緑化など、都内の緑を創出し、保全する多様な事業を区市町村が実施する場合に補助します。

* 障害者施策推進区市町村包括補助事業

支援策3 区市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、区市町村においても、工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう協力を依頼していきます。

【区市町村における取組の例】

- 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、促進を図る。
- 庁舎等を活用して授産製品販売スペースを提供する。

支援策4 作業所等経営ネットワーク事業（再掲）

取組内容については、各年度における事業所及び区市町村等関係機関の取組状況や事業効果等を検証していきます。

4 各事業所における取組

○ 「工賃向上計画」の策定

本計画を効果的に推進していくため、対象事業所である就労継続支援B型事業所においても、それぞれ「工賃向上計画」を策定し、これまで以上に積極的な取組を進めていくことが重要です。

(1) 計画の策定

各事業所における計画策定にあたり、現状分析を行い、目標工賃を達成するための年次計画を指導員等だけではなく、管理者や職員等も含めた全体で検討する

とともに、利用者及び家族の理解も得ることが重要です。

＜計画対象期間＞

平成24年度から平成26年度まで

＜計画に盛り込む事項＞

- 平成26年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）
- 平成26年度までの各年度に取り組む具体的方策
- その他の事項

(2) 目標工賃の設定

目標工賃については、事業所の平成23年度の平均工賃、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入、地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金、都の目標工賃を勘案して設定することが望まれます。

(3) 工賃向上を効果的に進めるポイント

外部機関の有する経営ノウハウや技術の活用、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等により、工賃アップに成功した事例は多様ですが、各事業所では、作業種別等に応じて適宜手法を選択しながら取り組んでいく必要があります。

(企業との関係の構築)

受託事業については、低廉な価格や丁寧な仕事を武器にして営業を行い、業務の実績を積み重ねる等して、企業との信頼関係を築くことが必要です。

また、受注可能な規模を明確に示すとともに、企業等が事業所と取引することにより得られるメリットを示す等、営業力を身につけ、積極的に新たな業務を開拓することが有効です。

(生産性の向上)

受託事業については、一つひとつの工程を単純化・標準化して、利用者が集中して作業に取り組めるようにし、またその作業を繰り返しながら熟練していくことが基本です。その際、作業台の高さや部品や機材の配置等に配慮したり、機械化できる部分は機械化する等、作業しやすい環境づくりが有効です。

また、作業を行う利用者の体調や気分・集中力にも配慮しながら作業内容に変化やメリハリをつけて集中力を引き出す、職員がまじめに働いている姿を見せる、作業ができたならばほめて評価する等、モチベーションをアップさせる取組が有効です。

(行政との関係の強化)

例えば、公園等の清掃事業は取り組みやすく、工賃アップにも貢献度が高いことから、受注を増やしていくことが有効です。そのためには、企業への営業と同様、受注能力を明示しての積極的な働きかけが必要です。

(専門性の確保と外部資源の活用)

自主製品の製作・販売については、一定の質が担保され、一般の市場の中で通用する水準にまで高めていく必要があります。市場で競争するようになれば、原材料の確保や在庫管理、コストの削減、売るためのパッケージの工夫等の経営管理も重要になってきます。

そうした技術・経営のノウハウを事業所が独力で獲得することが困難な場合は、経営コンサルタント等の外部の資源を積極的に活用することも有効です。

(ネットワークの構築と活用)

受託事業、自主製品の製作・販売に共通していますが、工賃アップを図っている事業所の中には、自ら多くの事業を受注し、こなせない部分を他の事業所に外注して地域全体で工賃アップを目指す動きを作り出している例、サイトの管理・運営を通じて新しい仕事の受託につなげ、会員施設同士で仕事の配分等を行う等、事業所同士のネットワークを構築・活用している例等が見られます。

ただし、こうしたネットワークづくりは小さな事業所が取り組むのは困難な場合もあることから、経営コンサルタント等の外部の専門家によるノウハウの活用も有効です。

(4) 都の支援策の活用

各事業所が工賃向上に取り組むにあたっては、その内容に応じて、本計画に記載した「都が取り組む支援策」(P9参照)等を活用しながら進めていくことが効果的です。

障発0411第4号

平成24年4月11日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長



「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

このため、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組んできたが、これまでの取組の実績を踏まえた見直しを行ったうえで、平成24年度から平成26年度までの3か年については、新たな「工賃向上計画」を策定することとし、より工賃向上に資する取組を、目標設定により計画的に進めることとする。

今般、下記のとおり「工賃向上計画」等の作成に当たっての基本的な指針をお示しすることとしたので、ご了知の上、都道府県における計画作成の参考とされるとともに、管内市町村、障害福祉サービス事業所等関係者に対する周知方宜しくお願いしたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発第0706004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「工賃倍増5か年計画」を推進するための基本的な指針」は廃止する。

記

1 「工賃向上計画」による取組の必要性

これまでの「工賃倍増5か年計画」については、都道府県レベルでの計画策定、関係機関や商工団体等の関係者との連携体制の確立等に力点が置かれ、工賃向上への取組を推進されてきたところであるが、個々の事業所レベルにおいては、必ずしも全ての事業所での計画策定が実施されていないことや、この間の景気の低迷等の影響も手伝って、十分な工賃向上となっていない。

また、都道府県とセルフセンター等の事業者団体（以下「事業者団体」という。）との連携も、必ずしも十分ではなかった。

加えて工賃向上への取組は、都道府県レベルでの対応のみでなく、市町村レベル、地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であるが、十分に確立しているとは言えない状況にある。

このため、関係行政機関や事業者団体、地域の商工団体等の関係者を挙げた協力の下、引き続き工賃向上に向けた取組をさらに推進することとしている。

その際、就労継続支援B型事業所等において働く障害者の工賃水準を引き上げることを通じ、障害年金を始めとする社会保障給付等による収入と合わせて、地域において障害者が自立した生活を実現するという観点から、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組として推進するものである。

この取組を実効あるものとするためには、本計画の対象となる障害福祉サービス事業所において、工賃水準を引き上げることの意義を再確認し、全職員一丸となって取組を進めていただくことが重要である。

さらに、その目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要であると考えている。

各都道府県におかれては、「工賃向上計画」に具体的な支援策を盛り込み、各事業所における取組が効果的に実施されるよう支援いただき、協働してその実現に向けて取り組まれない。

2 都道府県における取組

(1) 都道府県は、障害福祉サービス事業所の「工賃向上計画」の作成・推進について積極的に支援するとともに、その支援の内容を含む「工賃向上計画」を作成し、平成26年度までに取り組む具体的方策に従って都道府県内の事業所の支援を計画的に行うものとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

都道府県は、平成24年4月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

平成24年度から平成26年度までの3か年とする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。）

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成26年度までの各年度の目標工賃（月額又は、月額及び時間額）

(※ 都道府県の目標工賃は、各事業所から報告された目標工賃が月額の場合には月額により、また月額及び時間額の場合には月額及び時間額により設定すること。)

(イ) 平成26年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 目標達成のための課題の分析

事業所に対するヒアリング等を通じ、事業所の現状を把握し、工賃向上に当たっての課題を整理するとともに、「工賃倍増5か年計画」の評価、検証による分析をし、これらの課題や問題点について、都道府県及び事業所双方の共通認識とし、それを踏まえて計画を作成することとする。

(イ) 目標設定

平成24年度から平成26年度の各年度の目標工賃は、当該都道府県における生活水準や最低賃金、障害者の経済状況などを踏まえ、適正な水準を設定することとする。

その際、都道府県においては、暫定の目標工賃（月額及び時間額）を設定し、事業所が選択し報告された目標工賃（月額又は時間額）により適宜目標の見直しを行うものとする。

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

(ア) で明らかとなった課題を踏まえ、計画に盛り込む具体的な方策を検討する。

a 企業の経営手法の導入

民間企業のノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、こうした企業的な経営手法を導入するための方策を積極的に盛り込むこと。

なお、事業所に対する経営指導等に当たっては、コンサルタントの派遣や企業OBの紹介・あっせん等を積極的に活用し、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善等を効果的に推進すること。

b 説明会や研修等の実施

民間企業における研修等の活用及び経営等の専門家による研修等により、事業所の経営者、職員の意識改革や技術・ノウハウの習得を図るようにすること。

c 技術指導の強化

事業内容に適した専門家（退職者等も含む）による技術指導により、製品等の質の向上を図ること。（例：農業等）

d 共同化推進

複数の事業所が共同して受注、品質管理等を目的とした取組である共同受注窓口の体制整備、活用等を図ること。

e 都道府県と事業所の共同した取組

都道府県と事業所が共同して取組むことを重視し、(2)のウの計画の対象事業所において、特別な事情（震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、著しい損害を受けた等をいう。（以下同じ。））がない限り工賃向上計画を作成させ、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すなど、事業所の主体性が引き出されるものとなるよう工夫すること。

(4) 「工賃向上計画」に基づく取組の推進

ア 事業所が作成する「工賃向上計画」への助言及び目標工賃の達成状況の把握・公表

(ア) 事業所が作成する「工賃向上計画」について、必要に応じヒアリング等を通じ計画の考え方等を把握し、助言指導を行うこと。

(イ) これまでの計画では個々の事業所の計画作成は自主的な取組とされていたが、新たな計画では、特別な事情がない限り個々の事業所における工賃向上計画を作成することとし、事業所責任者の意識向上、積極的な取組を促すこと。

(ウ) 毎年の工賃の実態調査等を通じ、目標工賃や目標工賃の達成状況を把握するとともに、都道府県のホームページや広報紙等を通じ事業所情報として公表すること。また、新たな事業所の利用希望者等から求めがあった場合には、情報提供すること。ただし、この公表はあくまでも障害者に対する情報提供や各事業所の取組を広く広報することを目的としたものであることから公表の方法等について工夫願いたい。また、毎年度5月末日までに実績を国に報告すること。

イ 事業所に対する助言等

(ア) 企業的な経営手法への意識改革を行うこと。

(イ) 各事業所における工賃向上に向けた取組状況を把握し、必要に応じて助言等を行うこと。

(ウ) 説明会等の機会を通じ、他の事業所における先進事例の紹介を行うこと。

ウ 企業等からの発注の推進

障害者雇用促進法に基づき実施されている在宅就業障害者に対する発注促進の仕組み（在宅就業障害者支援制度）について、工賃水準の確保と一般雇用への移行に取り組む(2)のウの事業所も対象となっているので、一般企業や事業者に対する制度の周知等を行い、利用を促すこと。（ただし、就労継続支援A型事業所及び生活介護事業所は対象とされていないことに留意されたい。）

また、事業所が在宅就業支援団体の登録を受けることにより、当該事業所が仕事の発注を受け、利用者に対し、仕事の提供や対価の支払いを行うことが可能となるため、事業所に対しても本制度の活用を促すこと。なお、周知に当たっては、別添リーフレットを活用されたい。

(詳細については、『「在宅就業支援団体関係業務取扱要領」の一部改正について』(平成19年5月21日障障発第0521001号)を参照されたい。)

エ 官公需の発注等の配慮について

工賃向上に当たっては、地方公共団体又は地方公営企業が発注する官公需の活用も効果的であることから、障害者就労施設における取扱品目を十分に把握した上で事業所への優先発注などについても目標値を掲げて積極的に取り組むことが望ましい。

オ 「工賃向上計画」作成のネットワーク

工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進することとしている。このため、計画の作成に当たっては、対象となる事業所との連携を図ることはもちろん、事業者団体、地域の産業界の代表者、障害者雇用に積極的に取り組んでいる民間企業、労働局、庁内の労政、商工等の担当部署等からの意見の集約を図ること。

カ これまでの取組を見ると、事業者団体との連携により共同受注に取り組んだ場合に、工賃向上に効果が見られた事例もあるが、一方で、都道府県と事業者団体との連携が必ずしも十分ではなかったところもあるので、事業者団体とも連携のうえ計画策定及び具体的な取組を進めることとされたい。

キ 市町村への働きかけ

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援していただくよう協力を依頼する。

ク その他「工賃向上計画」の達成に資する支援策

(5) 「工賃向上計画」を着実に推進するため、社会福祉施設整備費や独立行政法人福祉医療機構の融資等を積極的に活用するよう助言すること。

(6) 「工賃向上計画」の報告

都道府県が作成した「工賃向上計画」については、平成24年6月末日までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、都道府県のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

また、各事業所がこの事業に取り組むに当たり、具体的な事例を参考とし実施することが効果的であることから、WAMネット等に掲載されている優良な事例を参考に取組まれることを推奨する。

なお、国においては報告のあった計画を取りまとめて、7月を目途にその内容を公表することとしている。

(7) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

ア 「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度6月末までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長あて提出願いたい。

イ 「工賃向上計画」の毎年の実績把握

工賃の状況把握（報告）に当たっては、計画当初（平成24年4月時点）に工賃向上計画を作成した事業所の状況比較を基本とし、平成24年4月以降に工賃向上計画を作成した事業所や未作成の事業所とそれぞれ別に実績を集計・公表することとする。報告する工賃は、これまでの月額に加え時間額も併せて報告することとする。

また、(2)のウにより「工賃向上計画」の対象となった就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターについても別に集計・公表することとする。

なお、工賃の算出方法については、平成19年4月2日障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」を参考にすること。

3 各事業所における取組

(1) 就労継続支援B型事業所等の工賃向上については、これまでも各事業所において懸命に取り組まれてきたところであるが、障害者が地域において自立した生活を実現できるようにするため、工賃の更なる向上に取り組むことは重要な課題であり、事業所は利用者のこうした希望をかなえる取組を進めることが求められる。このため、すべての事業所の全職員が工賃向上のために主体的に取り組むことが何よりも重要であり、事業所責任者の強い意志に基づく強力なリーダーシップが不可欠であり、事業所の全職員、利用者及び家族に対して経営理念・運営方針を示し共有していく必要がある。したがって、各事業所においては、工賃水準向上に取り組んでいただくとともに、以下に定めるところにより、その実現に向けた「工賃向上計画」を特別な事情がない限り作成することとする。

(2) 基本的事項

ア 計画の作成時期

事業所は、平成24年5月末までに「工賃向上計画」を策定する。

イ 計画の対象期間

事業所の作成する「工賃向上計画」は、都道府県の定める「工賃向上計画」と合わせ平成24年度から平成26年度までの間に取り組むことが適当である。

具体的には、事業所の現状分析、平成24年度から平成26年度における各年度の目標工賃の設定、目標工賃達成のための年次計画の作成及び具体的取組の実施、目標工賃の達成状況の点検及び評価を行い、その結果に基づき、所要の見直し（工賃向上P.D.C.A. [plan, do, check, action] サイクルの確立）をしていくこととする。

ウ 計画の対象事業所

就労継続支援B型事業所

(※ なお、就労継続支援B型事業所を原則とするが、就労継続支援A型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センターのうち、希望する事業所は「工賃向上計画」を作成する。)

(3) 「工賃向上計画」の作成

ア 「工賃向上計画」に盛り込む事項

(ア) 平成26年度までの各年度の目標工賃（月額又は時間額）

また、事業所及び利用者により、一日の利用時間、一月の利用時間、一月の利用日数に違いがあることを考慮し、目標とする工賃については月額により算出する方法を基本とするが、時間額により算出する方法を事業所が選択することも可能とする。なお、月に数日しか利用しない方がいるなど利用形態が特徴的な事業所については、時間額により算出した工賃を目標とすることで、達成状況をより効果的に点検・評価することが可能ではないかと考える。

(イ) 平成26年度までの各年度に取り組む具体的方策

(ウ) その他の事項

イ 「工賃向上計画」の作成に当たっての留意事項

(ア) 事業所の現状分析

目標達成に向けた取組を進めるために、指導員等の取組のみでなく管理者が率先して取り組むことが重要であることから、管理者が取組の目標達成に向けた具体的な取組のプロセスを記載した工程表などを作成し、事業所の全職員、利用者及び家族に示し理解を得て進めることが更に必要である。その上で、目標工賃を達成するための年次予算計画を職員全体で検討する。

また、利用者の就労意欲の向上と就労を通じた自立を一層促進するための課題の整理を行うこと。

(イ) 目標工賃の設定において勘案する事項

平成24年度から平成26年度における目標工賃については、以下の項目を勘案して設定することが望ましい。また、取組状況の点検・評価に資するよう、各年度における目標工賃も設定することとする。

- a 各事業所の平成23年度の平均工賃実績
- b 地域の実情を踏まえ、障害年金と合算して、障害者が地域で自立した生活を実現できるため必要な収入
- c 地域の最低賃金や一般雇用されている障害者の賃金
- d 各都道府県の目標工賃

(ウ) 各年度に取り組む具体的方策

工賃向上計画には、各年度に取り組む具体的方策を盛り込むこと。

- a 目標工賃は、各事業所が取り組むことによって初めて達成されるものであり、管理者、職員、利用者が工賃水準向上に取り組む意義を十分理解し、価値観を共有できるよう、管理者の責任において、機会を捉えて事業所内の意識改革に取り組むこと。
- b 工賃向上を効果的に進める上で、民間企業の有するノウハウや技術を活用することが有効であると考えられることから、コンサルタントや企業OBを積極的に受け入れ、職員等の意識改革、商品開発や市場開拓、作業効率の向上につながる職場環境の改善、民間企業の経営感覚を身につける等を着実に進めること。
- c 同じ地域の事業所が共同して共同受注の仕組みを構築すること等、地域の事

業者のネットワークによる事業も実施することも可能であること。

d 工賃の向上に当たっては、産業界等の協力を得ながら進めることが重要であるため、地域の企業や商工会議所、商店街、労働関係者等との連携を検討すること。また、個別の企業への働きかけについても具体的に目標を掲げて取り組むことも検討すること。

e 都道府県等が実施する研修会へ参加すること。

f 市町村の取組を把握したうえで、市町村と連携して取り組むこと。

(4) 「工賃向上計画」の報告

事業所が作成した「工賃向上計画」については、平成24年5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

また、「工賃向上計画」及び工賃実績については、できる限り、事業所のホームページ、広報紙を通じて、公表していただくことが望ましい。

(5) 「工賃向上計画」の達成状況及び評価

「工賃向上計画」については、各年度において前年度の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、「工賃向上計画」の見直し等所要の対策を実施することが必要であること。

なお、「工賃向上計画」の見直しがあった場合、各年度5月末日までに各都道府県あて提出願いたい。

4 市町村における取組への協力依頼

地域で障害者を支える仕組みを構築することが重要であることから、市町村においても工賃向上への事業所の取組を積極的に支援されるよう協力を依頼する。

(1) 市町村として支援する内容を検討するよう依頼する。

(2) 市町村の取組内容について、都道府県へ別添の参考例などにより報告を求める。

(3) 具体的な取組の例を示す。

【企業向】

- ・ 市町村の広報紙に事業所への発注を促進する記事を掲載する。
- ・ 地域の企業や商工会議所、商店街へ事業所への発注及び販売等の協力依頼文書を発出する。

【官公需向】

- ・ 市町村の事業所への発注について、各種計画に目標を定める。
- ・ 事業所への発注について、庁内へ周知文書を発出し、官公需の促進を図る。
- ・ 幹部会議、契約担当者会議を開催し、官公需への取組の周知徹底を図る。

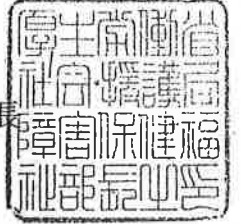
【その他】

- ・ 庁舎等を活用した授産製品販売スペースの提供。

障発0411第5号
平成24年4月11日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長



工賃向上計画支援事業の実施について

平成24年4月11日障発0411第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』にて「工賃向上計画」の指針をお示ししたところであるが、この具体的な取組のため「工賃向上計画支援事業実施要綱」を定めたので、事業の運営に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成19年7月6日障発0706005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「工賃倍増5か年計画支援事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

工賃向上計画支援事業実施要綱

1 事業の目的

本事業において、都道府県ごとに工賃水準の向上を図るための具体的な方策等を定めた「工賃向上計画」を策定し、事業所で働く障害者の工賃水準を引き上げるとともに、一般雇用への移行の準備を進めるため、産業界等の協力を得ながら、官民一体となった取組を推進し、もって障害者が地域で自立して生活することを支援するものである。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、都道府県が策定した「工賃向上計画」に基づき実施する事業の全部又は一部を、社会福祉法人及び民法第34条の規定により設立された法人（社団法人及び財団法人）又は特定非営利活動法人等であって、適切な事業運営ができると認められるものに委託することができる。

3 事業の内容

工賃向上計画支援事業の事業内容については、次のとおりとする。

(1) 基本事業

ア 工賃アップ取組事業所経営改善支援事業（経営コンサルタントの派遣等による事業所の経営改善支援、工賃向上計画の策定及び管理者の意識改善支援）

イ 工賃アップ取組事業所技術向上支援事業（専門家の派遣等（例：農業等）による技術指導による技術向上支援、利用者の作業効率向上支援）

ウ 事業所職員の人材育成（生産活動への企業的手法の導入）のための研修等に係る事業

エ インターネットを活用した工賃向上計画の情報の提供

オ アからエまでに掲げるもののほか、工賃向上計画に基づく具体的な取組を実施するための事業

カ その他本事業の趣旨に資すると認められるもの

(2) 特別事業

ア 複数の事業所が共同して受注、品質管理等を行う「共同受注窓口」の整備及び継続できる体制の確立に係る事業

イ 工賃引き上げの取組を活用した好事例の紹介、説明会

ウ 事業所経営者のための経営意識の向上研修等事業

4 留意事項

(1) 平成24年4月11日付け障発第0411第4号の通知内容に留意すること。

(2) 本事業の対象となる事業所は次のとおり。

ア 就労継続支援B型事業所

イ 就労継続支援A型事業所、生活介護事業所（生産活動を行っている場合）、地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

5 費用の支弁

本事業に要する費用は、都道府県が支弁する。

6 経費の補助

国は、都道府県がこの事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

7 施行期日

この通知は平成24年4月1日から施行するものとする。